

美しい森林づくり基盤整備事業について

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)」(平成20年5月16日公布・施行)に基づき、上北山村では平成21年3月に「特定間伐等促進計画」を樹立しました。

当計画の樹立により、「美しい森林づくり基盤整備事業」の取組が可能になり、補助制度を活用した有利な森林施業が実施できます。

○「間伐等促進法」とは？

京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標を達成するため、平成24年度までの間に、特定間伐等の取組を強力に促進することを目的とした法律です。

※「特定間伐等」とは、平成24年度までの間に実施する間伐又は造林です。

○「特定間伐等促進計画」とは？

「間伐等促進法」の目的を達成するため、各市町村で定める平成24年までの間伐、造林及び作業路開設等の計画を定めたものです。

○「美しい森林づくり基盤整備事業」とは？

「間伐等促進計画」に基づく森林施業、作業路開設等に対する補助事業です。

補助対象作業種・・・間伐、造林、下刈(本事業植栽地)、作業道等開設・改良

施業場所、内容が「特定間伐等促進計画」に登載されたものであることが必要。

補助金・・・標準経費(標準単価×事業量)の1/2

※標準単価は、奈良県造林補助事業標準単価を使用します。

切捨間伐

- 【要件】
- ・林齢制限はありません。(61年生以上でも可能。)
 - ・1施行地の当たり面積の下限は0.1ha以上、上限の制限はありません。
 - ・査定係数は計上されません。
 - ・間伐率は、気象害の可能性が高いところ以外は30%以上です。

【例】:切捨間伐1.2haを実施(13齢級以上・30%間伐)

〈標準単価〉(H20単価)〈面積〉 〈補助率〉 〈補助金額〉
209,000円 × 1.2ha × 1/2 = 125,400円

搬出間伐

- 【要件】
- ・林齢制限はありません。(61年生以上でも可能。)
 - ・施行地の当たり面積の下限は0.1ha以上、上限の制限はありません。

- ・査定係数は計上されません。
- ・間伐率は、気象害の可能性が高いところ以外は30%以上です。
- ・伐採木の元玉80%以上の搬出が必要です。

〔例〕：搬出間伐1.2haを実施(13齢級以上・30%間伐)

$$\langle \text{標準単価} \rangle (\text{H20単価}) \langle \text{面積} \rangle \quad \langle \text{補助率} \rangle \quad \langle \text{補助金額} \rangle$$

$$550,000 \text{円} \times 1.2 \text{ha} \times 1/2 = 330,000 \text{円}$$

注意！

当事業では県費が加算されないことから、60年生以下の森林の間伐等、造林補助事業が適用される場合は、そちらの方が有利です。

〔例〕：切捨間伐1.2haを実施(8～9齢級・30%間伐)の場合の比較

【造林補助事業補助額】	【美しい森林づくり基盤整備	(H21単価)	
	事業補助額】		
145,248円 ※1	－	106,800円 ※2	= 38,448円の差

作業道等開設・改良

- 【要件】 ・作業路開設に係る利用区域面積、森林整備面積の要件はありません。
- 作業路…全幅員2.5m未満、切取高1.5m以下等
 - 作業道…全幅員3m未満等
 - 改良…1箇所概ね20万円以上、維持管理に係るものではないこと等
- ※作業道等開設は「奈良県林務関係作業道の構造・規格」による

〔例〕：作業路250m開設

$$\langle \text{標準単価} \rangle (\text{H21単価}) \quad \langle \text{開設延長} \rangle \langle \text{補助率} \rangle \quad \langle \text{補助金額} \rangle$$

$$1,649 \sim 6,612 \text{円} \text{ ※3} \times 250 \text{m} \times 1/2 = 206,125 \sim 826,500 \text{円}$$

【注釈】

※1

$$\begin{aligned} & @178,000 \times 1.2 \text{ha} = 213,600 \dots \textcircled{1} \\ & 213,600 \times 1.7 (\text{査定係数}) = 363,120 \\ & 363,120 \times 0.4 = 145,248 (\textcircled{1} \text{の} 68\%) \\ & \downarrow \\ & (0.3 \text{ は国、} 0.1 \text{ は県}) \end{aligned}$$

※2

$$\begin{aligned} & @178,000 \times 1.2 \text{ha} = 213,600 \dots \textcircled{1} \\ & 213,600 \times 0.5 = 106,800 (\textcircled{1} \text{の} 50\%) \end{aligned}$$

※3

地山勾配 30 度未満・以上、丸太積使用率、直営・請負施工により標準単価が変わります。

○この事業で古木の間伐をやりたい、作業路を付けたい・・・

「特定間伐等促進計画」に掲載する必要があります。これは、変更作成し、県に協議した後、公表、国へ提出となるため、時間を要します。事業地が確定している場合はなるべく早く相談して下さい。

【造林事業に関する問い合わせ】

吉野きたやま森林組合 TEL 07468-6-0311

【促進計画・美しい森林づくり基盤整備事業に関する問い合わせ】

上北山村建設産業課 林業係 TEL 07468-2-0001/FAX07468-3-0265